

令和元年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和元年5月9日（木曜日）午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 遼一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	萩原 達雄	副村長	齋藤 一郎
教育長	庄子 明宏	総務課長	早坂 勝伸
代表監査委員	渡邊 保夫	教育次長	齋藤 浩
学校教育課長	八巻利栄子	社会教育課長	大沼 善昭
企画財政課長	佐野 克彦	住民生活課長	金刺 隆司
税務課長	残間 文広	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	齋藤 浩	都市建設課長	後藤 広之
教育学習課長	八巻利栄子	生涯学習担当課長	渡邊 愛
税務課長	残間 文広	企画財政課長	佐野 克彦
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
村誌編纂室長	文屋 寛	会計管理者	齋藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子	書記 和泉 文雄	書記 高橋 吉輝
------------	----------	----------

議事日程（第1号）

令和元年5月9日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 仮議席の指定について
 - 第 2 議長の選挙について
 - 第 3 副議長の選挙について
 - 第 4 議席の指定について
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 常任委員の選任について
 - 第 8 議長の常任委員の辞任の件について
 - 第 9 議会運営委員の選任について
 - 第 10 黒川地域行政事務組合議会議員の選挙について
 - 第 11 大衡村外 1 町牛野ダム管理組合議会議員の選挙について
 - 第 12 吉田川流域ため池大和町外 2 市 4 カ町村組合議会議員の選挙について
 - 第 13 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - 第 14 同意第 1 号 監査委員の選任について
 - 第 15 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 16 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 17 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 18 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 19 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 20 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 21 委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）と同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議会事務局長（大友末子君） おはようございます。議会事務局長の大友です。

議員の皆様におかれましては、今回の一般選挙に当選を果たされ、心からお祝いを申し上げます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は地方

自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。最年長の文屋裕男議員をご紹介いたします。文屋議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（文屋裕男君）　ただいま紹介されました文屋裕男であります。地方自治法第107条の規定によりまして、年長の私が臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議会先例に基づき議員の自己紹介を行います。1番議席に着席している小川克也議員から順にお願いします。1番。

1番（小川克也君）　小川克也と申します。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、2番議員。

2番（佐野英俊君）　2番、佐野英俊です。よろしくどうぞお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、3番議員。

3番（石川　敏君）　石川　敏でございます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、4番議員。

4番（小川ひろみ君）　小川ひろみです。どうぞよろしくお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、5番議員。

5番（佐藤　貢君）　佐藤　貢でございます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、6番議員。

6番（赤間しづ江君）　赤間しづ江でございます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、7番議員。

7番（佐々木春樹君）　佐々木春樹でございます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（文屋裕男君）　8番は私でございますけれども、私は最後に行いますので、9番議員お願いします。

9番（高橋浩之君）　高橋浩之でございます。どうぞよろしくお願ひします。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、10番議員。

10番（細川運一君）　細川運一でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、11番議員。

11番（遠藤昌一君）　遠藤昌一です。よろしくお願ひ申し上げます。

臨時議長（文屋裕男君）　次に、12番議員。

12番（佐々木金彌君）　佐々木金彌です。よろしくお願ひします。

臨時議長（文屋裕男君） 私、8番議員の文屋裕男でございます。よろしくお願ひいたします。

次に総務課長から執行部の紹介をお願いします。

総務課長（早坂勝伸君） それでは、私のほうから執行部並びに代表監査委員の紹介をさせていただきます。

初めに、大衡村長、萩原達雄でございます。（「萩原でございます。よろしくお願ひ申し上げます」の声あり）

続きまして、副村長、齋藤一郎。（「齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

代表監査委員、渡邊保夫。（「渡邊保夫です。よろしくお願ひします」の声あり）

教育長、庄子明宏。（「庄子明宏でございます。よろしくお願ひします」の声あり）

教育次長、齋藤 浩。（「齋藤 浩でございます。よろしくお願ひいたします」の声あり）

学校教育課長、八巻利栄子。（「八巻利栄子です。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

社会教育課長、大沼善昭。（「大沼善昭です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

住民生活課長、金刺隆司。（「金刺隆司です。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

税務課長、残間文広。（「残間文広です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

健康福祉課長、早坂紀美江。（「早坂紀美江です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

企画財政課長、佐野克彦。（「佐野克彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

産業振興課長、渡邊 愛。（「渡邊 愛です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

会計管理者、齋藤善弘。（「齋藤善弘です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

都市建設課長、後藤広之。（「後藤広之でございます。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

村誌編纂室長、文屋 寛。（「文屋 寛です。よろしくお願ひします」の声あり）

私、総務課長の早坂勝伸です。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

臨時議長（文屋裕男君） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和元年第2回大衡村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで村長に召集の挨拶を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和元年第2回大衡村議会臨時会を召集いたしましたところ、議員皆様におかれましては公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜りました。誠にありがとうございます。ここに召集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

まずもって今回の議会議員一般選挙におきまして、議員となられました皆様方に心からお喜びを申し上げる次第であります。おめでとうございました。

議会と執行部は車の両輪のごとくとよく言われておるところであります。そのとおりであります、お互いがしっかりととかみ合って、そして初めて自治体の振興発展が遂げられるものと考えておりますので、今後とも議員各位の皆様にはご指導ご協力をよろしくお願ひを申し上げる次第であります。また過般の村長選挙におきまして、不肖私が当選いたしました。大衡村政の執行に当たることになりましたが、2期目を迎える日に改めて責任の重大さを痛感しているところであります。本村の発展と住民福祉の向上、生活環境の整備、そして教育の充実に向けて邁進してまいりたいと、このように考えておりますので、議員皆様におかれましても今後の村政運営に絶大なるご強力とご指導ご鞭撻を賜りますように心からお願ひを申し上げる次第であります。

今月1日から元号も平成から令和に変わり、新元号の令和は明日の希望とともに国民一人一人が大きな花を咲かせるという願いが込められていると解釈されているようでありまして、そのように決定されておりますけれども、本村におきましても村民一人一人が夢と希望の持てる施策を実現し、住民の皆様にとって住んでみたい、そして住んでよかったと思われるようなまちづくりを住民の皆様とともに目指していく所存であります。最後になりますが、交通安全の関係でありますが、春の交通安全県民総ぐるみ運動が今月11日から20日まで10日間行われる、実施されますが、明日10日は運動期間に先立ち、金曜日でありますので、交通安全祈願祭と街頭指導を行いますので、議員各位のご参加をよろしくお願ひを申し上げる次第であります。なお、本日をもって交通死亡事故ゼロの日数が1,062日となります。この日数がさらに上積みされるように、そして悲惨な交通事故を大衡村から1件でも減らすことができるよう、大和警察署を初めとした関係機関と連携を図りながら

ら交通安全活動を積極的に推進するものであります。

さて、本臨時会へ提案いたしました案件は、7件であります。

同意第1号は今般の議会議員の選挙に伴い、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員から選出となります監査委員の選任についてご同意をお願いするものであります。

承認第1号から第6号までは、専決処分の承認を求めるものであります。承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例等の一部を改正するものであります。承認第2号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。承認第3号は、平成30年度一般会計予算から452万2,000円を減額するもので、歳入の主なものは村税並びに地方交付税の増額並びに財政調整基金等の繰入金の減額など、そして歳出は財源の入れかえなどであります。承認第4号は、平成30年度国民健康保険事業勘定特別会計予算から961万円を減額するもので、歳入は県支出金並びに繰入金の減額、歳出は財源の入れかえなどであります。承認第5号は、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算から30万円を減額するもので、歳入は後期高齢者医療保険料の減額、歳出は広域連合納付金の減額などであります。承認第6号は、平成31年度一般会計予算の補正で、村長選挙執行のための歳出予算の補正を行うものであります。

以上、同意1件、承認6件、合計7件を提案いたしておりますので、原案どおりご可決を賜りますようにお願いを申し上げまして、召集のご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

本日はよろしくお願いを申し上げます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（文屋裕男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（文屋裕男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は先例に基づき、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

臨時議長（文屋裕男君）　ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番石川 敏君、4番小川ひろみ君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

[書記　投票用紙配付]

臨時議長（文屋裕男君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

[配付漏れなし]

臨時議長（文屋裕男君）　配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

[書記　投票箱点検]

臨時議長（文屋裕男君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

[事務局長　氏名点呼　投票]

臨時議長（文屋裕男君）　投票漏れはありませんか。

[投票漏れなし]

臨時議長（文屋裕男君）　投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

臨時議長（文屋裕男君）　開票を行います。

3番、石川 敏君、4番、小川ひろみ君、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

臨時議長（文屋裕男君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　12票

うち有効投票　11票

無効投票　　1票です。

有効投票のうち

細川運一君　10票

佐々木春樹君 1票

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、細川運一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

臨時議長（文屋裕男君） ただいま議長に当選されました細川運一君が議場におられますので、

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました細川運一君をご紹介いたします。細川運一君、登壇し挨拶を願います。

[議長 細川運一君 登壇]

議長（細川運一君） 平成から令和という御代にかわるとともに大衡村が創立村制施行以来130周年を迎えるという記念すべき年に大衡村議會議長という大任に選任をしていただきましたこと、大変身に余る光栄でございますし、気持ちを新たにしていかなければならぬと感じております。大衡村議会基本条例のもと、忠誠公平な議会運営に努めるとともに、大衡村村民の福祉向上のため、村制課題について執行機関と真摯に議論し、有効な事務事業を提案できるような議会環境の醸成にも努めてまいりたいと思ってございますので、皆様方のご協力をお願いを申し上げまして就任に当たり一言ご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

臨時議長（文屋裕男君） これで臨時議長の職務が終わりました。

ご協力ありがとうございました。

細川運一議長、議長席にお着き願います。

[細川議長 着席]

議長（細川運一君） 引き続き議事日程に従って進めてまいります。

日程第3 副議長の選挙

議長（細川運一君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は先例に基づき投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番佐藤 貢君、6番赤間しづ江君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名で行います。

[書記 投票用紙配付]

議長（細川運一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[配付漏れなし]

議長（細川運一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[書記 投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長 氏名点呼 投票]

議長（細川運一君） 投票漏れはありませんか。

[投票漏れなし]

議長（細川運一君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

議長（細川運一君） 開票を行います。

5番、佐藤 貢君、6番、赤間しづ江君、開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

うち有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

佐藤 貢君 11票

佐々木春樹君 1票 以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、佐藤 貢君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） ただいま副議長に当選されました佐藤 貢君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで副議長に当選されました佐藤 貢君をご紹介いたします。佐藤 貢君、登壇し挨拶を願います。

〔副議長 佐藤 貢君 登壇〕

副議長（佐藤 貢君） このたび議員皆様方のご支持をいただきまして、副議長という要職に就任させていただくことになりました。これは大変名誉なことであり、本当に嬉しい限りなんですが、その反面この責任の重さというのも痛感しているところでございます。副議長として議長の補佐役、それから相談役、あとはまた別に細川議長のご指導そして助言をいただきながらこの職責を全うしてまいりたいと、このように考えております。さらに議員皆様方のご指導ご鞭撻、そしてご協力を賜りますようこれからもお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（細川運一君） これで暫時の間休憩をいたします。

執行部の方々には日程第13までの間退席を願います。なお連絡をいたしますので、その際にはご出席をお願いします。

午前10時39分 休憩

午前10時46分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議席の指定

議長（細川運一君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名をいたします。議席はお手元に配付しました議席表のとおり指名いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

議長（細川運一君） ただいま事務局長朗読したとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。議席の移動をお願いします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、小川克也君、2番、佐野英俊君を指名いたします。

日程第6 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 常任委員の選任

議長（細川運一君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

それでは総務民生常任委員を指名いたします。佐野英俊君、赤間しづ江君、遠藤昌一君、佐々木金彌君、佐藤 貢君。それと私でございます。

次に、産業教育常任委員を指名いたします。小川克也君、石川 敏君、小川ひろみ君、佐々木春樹君、文屋裕男君、高橋浩之君。以上のとおりでございます。

次に、広報広聴常任委員を指名をいたします。広報広聴常任委員につきましては、議長を除く全議員を指名いたします。

以上各常任委員会の委員にそれぞれ指名をいたしました。

お諮りをいたします。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名をいたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。ここで暫時休憩をいたします。休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

事務局長（大友末子君） 議員の皆様は第1、第2委員会室にお集まり願います。

午前11時00分 休憩

午前11時50分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告をいたします。総務民生常任委員長に佐々木金彌君、副委員長に佐野英俊君。産業教育常任委員長に石川敏君、副委員長に文屋裕男君。広報広聴常任委員長に小川ひろみ君、副委員長に高橋浩之君。以上のとおりそれぞれ選任をされました。

日程第8 議長の常任委員の辞任の件

議長（細川運一君） 日程第8、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

本件は一身上に關することであり、除斥に該当するので副議長と交代をいたします。

[議長、副議長と交代]

副議長（佐藤貢君） 議長と交代しましたが、引き続き議事を進めます。

議長から常任委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りいたします。申し出のとおり委員会条例第8条第7項の規定により、議長の常任委員会の辞任を許可することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

副議長（佐藤貢君） 異議なしと認めます。

よって議長の常任委員の辞任は許可することに決定いたしました。

それでは議長と交代いたします。

[副議長、議長と交代]

議長（細川運一君） 副議長と交代をいたしました。辞任の許可をいただきまして、大変ありがとうございました。引き続き会議を続けます。

日程第9 議会運営委員の選任

議長（細川運一君） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、佐々木金彌君、石川 敏君、小川ひろみ君、佐藤 貢君、赤間しづ江君、佐々木春樹君、以上の6名を議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員はただいま指名をいたしましたとおり選任することに決定をいたしました。ここで暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

午前11時53分 休憩

午前11時58分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、その結果を報告をいたします。議会運営委員長に佐々木春樹君、副委員長に赤間しづ江君。以上のとおり選任をされました。ここで休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 黒川地域行政事務組合議会議員の選挙

日程第11 大衡村外1町牛野ダム管理組合議会議員の選挙

日程第12 吉田川流域ため池大和町外2市4カ町村組合議会議員の選挙

日程第13 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第10、黒川地域行政事務組合議会議員の選挙、日程第11、大衡村ほか1町牛野ダム管理組合議会議員の選挙、日程第12、吉田川流域ため池大和町ほか2市4カ町村組合議会議員の選挙、日程第13、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、関連がありますので一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

よって日程第10、日程第11、日程第12、日程第13は一括議題といたします。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法については先例に基づき議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

よって指名の方法は議長において指名することに決定をいたしました。

黒川地域行政事務組合議会議員に遠藤昌一君、佐々木春樹君、石川 敏君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって黒川地域行政事務組合議会議員には遠藤昌一君、佐々木春樹君、石川 敏君を選任することに決定をいたしました。

次に、大衡村ほか1町牛野ダム管理組合議会議員に小川ひろみ君、石川 敏君を指名をいたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって大衡村外1町牛野ダム管理組合議会議員に小川ひろみ君、石川 敏君を選任することに決定をいたしました。

次に、吉田川流域ため池大和町ほか2市4カ町村組合議会議員に佐野英俊君を指名いた

します。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって吉田川流域ため池大和町外2市4カ町村組合議会議員に佐野英俊君を選任することに決定をいたしました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に赤間しづ江君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に赤間しづ江君を選任することに決定をいたしました。ここで執行部の出席を求めますので、暫時休憩をいたします。

午後 1時13分 休憩

午後 1時18分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 同意第1号 監査委員の選任について

議長（細川運一君） 日程第14、監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、高橋浩之君の退場を求めます。

[8番 高橋浩之君 退席]

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。

事務局（和泉文雄君） 同意第1号、監査委員の選任について。

本村監査委員に下記の者を選任したい。

よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

議会議員のうちから選任される者。

住 所 大衡村大衡字松本31番地1

氏 名 高 橋 浩 之

生年月日 昭和36年2月16日

令和元年5月9日提出

大衡村長 萩 原 達 雄

議長（細川運一君） 村長から提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） どうも皆さんお疲れさまでございます。

同意第1号、監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

今般の村議会議員の選挙に伴い、議會議員より選任する監査委員として、引き続き高橋浩之議員を選任いたしました。ご提案をいたすものであります。高橋浩之議員は皆様ご承知のとおりでありますけれども、昭和36年2月16日生まれの58歳であります。議會議員として今回5期目となりますけれども、常にその間公正で公平な視点で行政全般に対する建設的なご意見をいただくななど、大変実績のある方であります。また、平成27年5月に監査委員に就任されて以来、幅広い見識をもとに本村の事務事業の監査に邁進されておられまして、さらには住民の信望も厚く、温厚、誠実で社会的経験も大変豊富な方であり、監査委員適任者として選任をいたしました存じますので、何とぞご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号、監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番佐々木春樹君、7番文屋裕男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[書記 投票用紙配布]

議長（細川運一君） 念のため、申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第84条の

規定により否と見なします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。

[配付漏れなし]

議長（細川運一君） 投票の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

[書記 投票箱 点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

[事務局長 点呼 投票]

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。

[投票漏れなし]

議長（細川運一君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議長（細川運一君） 開票を行います。

6番佐々木春樹君、7番文屋裕男君、開票の立ち合いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効票 10票

無効票 0票です。

有効票のうち

賛成 9票

反対票 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

[8番 高橋浩之君 着席]

日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

議長（細川運一君） 日程第15、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは議案書13ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認を求めるについて。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。専決処分日は平成31年3月29日です。

議案書につきましては、15ページから29ページまでが条例改正の本文になっております。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正したもので、主な改正点は5つございます。1点目は住宅ローン控除、2点目は子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、3点目はグリーン化特例の大幅見直し、4点目は需要平準化対策に係る環境性能割の臨時の軽減、5点目はエコカー減税の軽減割合等の見直しについて、以上が主な改正点で、内容につきましては別冊の条例改正に係る新旧対照表に基づいてご説明いたしますが、条項号の入れかえや字句等の改正は割愛してご説明させていただきます。

新旧対照表1ページをお開き願います。

第1条による改正です。第34条の7は特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものです。

次のページ、2ページの附則第7条の3の2、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充と住宅借入金特別控除に係る申告要件の廃止をするものです。

3ページの附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例は、法第314条の7の改正に伴う規定です。

次のページ4ページお願いします。附則第9条、個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等は、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定です。

次のページ5ページをお願いします。

附則第9条の2は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたとき

に、申告特例控除額の適用があるものとするものです。

飛びまして8ページお願ひいたします。

附則第10条の3第6項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものです。

附則第10条の3第7項から10ページの第13項までは、条例改正に伴う項ずれによるものです。

11ページお願ひいたします。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するものです。

13ページお願ひします。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するものです。第1条改正では重課、重い課税ですね、重課を令和元年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課、軽い課税です。これを削除するものです。

飛びまして17ページお願ひします。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例は、軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い3段階で改正するものです。第1条改正は規定の整備を行うものです。

次に第2条による改正です。19ページお願ひします。第36条の2、村民税の申告は、申告者の記載事項の簡素化を行う規定の追加です。第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、単身の児童扶養者の扶養親族申告書、給与ですけれども、記載事項の追加を行うものです。

20ページお願ひします。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、単身の児童扶養者の扶養親族申告書の記載事項の追加を行うものです。

22ページお願ひいたします。

第36条の4、村民税に係る不申告に関する過料は、第36条の2の改正に伴う規定です。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税は、非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものです。

24ページお願ひします。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、税率を1%減らす臨時的軽減の規定を新設するものです。

26ページお願ひします。

附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例は、軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い、3段階で改正するものです。第2条の改正は、新設するものです。

次に第3条による改正です。28ページお願ひいたします。

第24条、個人の村民税の非課税の範囲は、単身の児童扶養者の非課税措置の対象の追加になります。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するものです。

第3条の改正は、令和4年度分と令和5年度分の軽課、軽い課税ですね、の対象を電気自動車等に限った上で新設するものです。

29ページお願ひいたします。

附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例は、軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い、3段階で改正するものです。第3条の改正は、規定の整備を行うものとなっております。

次に30ページお願ひいたします。第4条による改正です。

31ページお願ひいたします。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、税率を1%減らす臨時的軽減の規定を新設するものです。

次に33ページお願ひいたします。

第5条による改正です。平成30年改正条例第1条は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出決めの創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合について規定するものです。

それでは議案書26ページ、本文に戻っていただきまして、附則についてご説明いたしま

す。附則の第1条は、施行期日について平成31年4月1日とするものですが、ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日からの施行になります。第1号は寄附金税額控除等の特例については、平成31年6月1日施行、第2号は軽自動車税の種別割の税率の特例については、平成31年10月1日からの施行、第3号は住民税の申告書記載事項の簡素化について、こちらは平成32年1月1日からの施行、第4号はひとり親の住民税非課税については平成33年1月1日の施行、第5号は軽自動車税の種別割の税率の特例等については、平成33年4月1日からの施行となるものでございます。第2条から第8条につきましては、経過措置に係る規定となっております。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。
佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 大分長い項目なのでちょっとだけ。31ページですね、対照表のほうの31ページの現状と改正の違いがわかりません。同じように見えるんですけども。それとこの改正によって村の税収はどのぐらい減るものなのか、その辺おわかりでしたら。

議長（細川運一君） 税務課長。暫時休憩をいたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時36分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 大変申しわけございませんでした。お答えいたします。

新旧対照表の31ページの改正前、現行と改正後の下線の部分変わりないということでございますが、こちらにつきましては変わりございませんので、表記の誤りということでございます。大変申しわけございません。

そして31ページの下のほうの第15条の6、環境性能割の税率の特例に係る試算はしているのかということでございますが、こちらにつきましては32ページのほうに3%から2%、1%の減ということでございますので、試算はしておりませんがそれなりの多少の影響はあるものかと認識してございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） では議案書のほうの24ページの4条のところの部分はどのように解釈すればよろしいですか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） もう一度ご質問をお願いいたします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 31ページは変更なしということの説明ですよね。議案書のほうの24ページの4条のところに同じ項目があるかと思うんですけども、これも要らないというふうに認識していいんですか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 少々お時間をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） たびたび大変申しわけございません。

議案書の24ページの第4条の規定でございます。こちらも変更ないのでないかということでございますけれども、こちらにつきましては平成28年に一部改正してございまして、まだ施行しておりません。施行前に今回の改正でございますので、金額等は変更ございませんが、このままの表記とさせていただいてございます。この改正に係ります部分の改正点ですが、先ほどお話ししたように1%減るというような内容でございます。
以上です。

議長（細川運一君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 附則規定の確認なんですが、上位法の改正による今回の改正ということで、詳細理解できない部分、勉強不足で恐縮なんですけれども、附則規定が施行期日が6月、10月、年明け1月、来年度という、一口に言って6月、10月、1月と段階的施行期日、一口に言った場合何についての改正なのか、簡単にで結構ですのでお願いいいたします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） お答えいたします。まず6月1日とお話ししましたのは、寄附金控除の部分についてはことしの6月1日施行となってございます。そして軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、先ほど3段階とお話ししましたけれども、4月1日、そして消費税の引き上げに伴う10月1日、そして33年の4月1日というふうに3段階になってございます。そして来年32年の1月1日につきましては、住民税の申告書の簡素化ということでございます。そして33年の1月施行につきましては、ひとり親の非課税措置がそれ施行日が分かれているということでございます。

議長（細川運一君） いいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり承認されました。

日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて

議長（細川運一君） 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは議案書30ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認を求めるについて。次のページお願ひいたします。

専決処分書。大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

専決処分日は平成31年3月29日です。

改正の主な内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表38ページお開き願います。

第2条第2項ただし書き中と第23条中の保険税の基礎課税額の限度額を58万円から61万円に引き上げるものです。後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額については、据え置きになります。

第2条中は文言の整理でございます。同条第2号中の保険税の減額について、5割軽減

の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、同条第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものです。

それでは議案書本文32ページに戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。

第1項は施行期日で、平成31年4月1日としたものです。第2項は経過措置で、この条例による改正後の大衡村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしたものです。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり承認されました。

日程第17 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

議長（細川運一君） 日程第17、承認第3号 専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは承認第3号別紙にてご説明申し上げたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度大衡村一般会計補正予算専決第2号は、次に定めるところによります。

まず歳入歳出の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,148万6,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費の部分でございます。これは後ほどご説明申し上げます。なお専決日は平成31年3月29日付となるものでございます。

続きまして5ページをお開き願いたいと思います。

第2表繰越明許費の補正でございます。4件ございます。2款1項総務管理費で法規管理費でございます。これにつきましては会計年度任用職員制度導入のための例規整備の支援業務委託料でございまして、226万8,000円での繰越額でございます。2件目、5款1項農業費でございまして、地積調査総務費でございます。河原及び待井沢地内の用地測量業務でございまして、179万3,000円の繰越額でございます。3件目及び4件目でございます。7款2項道路橋梁費尾西中山線改良舗装事業及び大瓜南側線改良舗装事業でございます。いずれも工事請負費でございますが、繰越額がそれぞれ1,730万円、1,050万円となるものでございます。ただし大瓜南側線については既に事業が終了しているものでございます。

続きまして歳入歳出の補正を事項別明細にてご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。1款1項2目法人の村民税3,100万円の増、徴収見込みによるものでございます。2款1項1目地方揮発油譲与税16万2,000円の増、2項1目自動車重量譲与税156万円の増、3款1項1目利子割交付金4万5,000円の減、4款1項1目配当割交付金15万3,000円の増、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金39万1,000円の増、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金383万1,000円の増、8款1項1目自動車取得税交付金4万3,000円の減でございます。いずれも実績に基づく額の確定ということでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

11款1項1目地方交付税6,909万8,000円の増、説明記載のとおりでございますが、普通交付税及び特別交付税の増額分でございます。12款1項1目交通安全対策特別交付金33万8,000円の減でございます。15款2項3目衛生費国庫補助金9万1,000円の増でございます。感染症予防事業等の補助金分でございます。5目消防費補助金22万5,000円の減、プロック塀等除去に伴う社会資本整備、社総交でございますけれども、その分の減でございます。7目特定防衛施設周辺整備調整交付金100万円の増でございます。給食センター整備に係る基金の増額分でございます。3項2目民生費国庫委託金14万3,000円の減、1節社会福祉費委託金14万1,000円の減で、年金事務の委託金の減、2節につきましては児童福祉費委託金2,000円の減で、特別児童扶養手当事務費交付金の減でございます。16款2項1目総務費県補助金8,000円の減、消費者行政強化事業及び推進事業費補助金の減でございます。2目民生費県補助金122万6,000円の減、1節社会福祉費補助金は24万5,000円の減、2節児童福祉費補助金は98万1,000円の減でございます。内容については説明記載のとおりでございます。3目衛生費県補助金5,000円の減でございます。医療用ウイッグ購入助

成事業の補助金の減でございます。5目教育費県補助金32万6,000円の減、地域学校共同活動推進事業費補助金分でございます。3項1目総務費県委託金6万5,000円の増、これにつきましては宮城県条例制定請求書名簿審査事務交付金の分でございます。2目土木費兼委託金20万9,000円の増、河川堤防除草委託金分でございます。

続いて次のページをお開き願いたいと思います。

17款1項2目利子及び配当金2万3,000円の増、赤水基金の利子分でございます。18款1項2目指定寄附金108万円の増、ふるさと寄附金の増額分でございます。19款2項1目財政調整基金繰入金1億1,000万の減、これにつきましては村税及び交付税等の財源が出てきたものでございまして、取り崩しをとりやめたものでございます。5目赤水施設処理維持管理基金借入金82万6,000円の減、歳出の事業確定によるものでございます。

続きまして歳出でございます。

2款1項3目財政管理費7万9,000円の増、手数料の増でございまして、ふるさと納税取り扱い業務手数料の増でございます。6目企画費の部分で、演習場周辺対策費に係る財源の入れかえでございます。8目財政調整基金66万円の増、財政調整基金及びふるさと寄附金への積み立て分の増減でございます。4項1目選挙管理委員会費、これにつきましては財源の入れかえでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費37万円の減、国保会計への繰出金の減でございます。2目国民年金費、財源の入れかえでございます。4目障害者福祉費、これも財源の入れかえでございます。2項1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目母子福祉費、これにつきましても財源の入れかえでございます。4款1項1目保健衛生総務費及び3目予防費につきましても財源の入れかえでございます。6款1項1目商工総務費、これにつきましても財源の入れかえでございます。7款2項2目道路新設改良費90万円の減でございます。大瓜南川線及び尾西中山線の工事請負費の増減分でございます。3目河川総務費、財源の入れかえでございます。8款1項4目災害対策費55万円の減、消防費の補助金の減でございまして、ブロック塀等除去の補助金の減でございます。事業がなかったための改減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

9款4項1目社会教育総務費、財源の入れかえでございます。10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費でございます。80万3,000円の減でございまして、内訳といたしまし

では、光熱水費が26万9,000円、修繕料が55万6,000円の減でございます。28節繰出金でございますが、赤水基金の利子相当分の繰り出しをしているものでございます。13款1項予備費263万8,000円の減、財源の調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 歳入についてちょっとお尋ねいたします。村税の法人の村民税3,100万円の追加ということで、決算見込みということではありますけれども、詳細についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） お答えいたします。

今回3,100万円ほど増額補正してございます。こちらにつきましては主に3月申告分につきまして、3月申告分の約22件で法人税割額で約2,200万ほどございました。それら等も含めた補正額となってございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今法人税割で2,200万ということは、あと残りは均等割か何かということですか。あとトータルで30年度で何社分が法人分に該当したものかお尋ねします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 失礼いたしました。3月申告分の均等割分では530万ほどございます。そして30年度の調停累計でございますが、約1億5,700万ほどなってございます。（「法人数」の声あり）失礼しました。事業所数、ちょっと捉えてございませんで、申告件数では349件となってございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて

議長（細川運一君） 日程第18、承認第4号、専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 済みません、説明に入る前に口頭で誠に申しわけございませんが、数字の訂正をお願いいたします。承認第4号別紙1ページでございます。1条中5億1,061万9,000円とあるものを5億1,016万9,000円、510619を510169に訂正願います。大変申しわけございました。

済みません、それではこのまま説明を申し上げます。

平成30年度大衡村国民兼保健事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出の予算の補正についての規定でございます。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ961万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,016万9,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金924万円の減、実績見込みによる減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金37万円の減、実績による減額でございます。

続きまして次のページでございます。

1款1項1目一般管理費でございます。財源の入れかえでございます。2款4項1目出産育児一時金42万の減、こちらは確定による補正でございます。5款1項1目保険衛生普及費は財源の入れかえでございます。

次のページ、9款1項1目予備費919万円の減額は、財源調整でございます。

以上、説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求ることについて

議長（細川運一君）　日程第19、承認第5号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）　それでは承認第5号別紙によりご説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

承認第5号別紙、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,476万8,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明申し上げますので、6ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料30万円の減、収入見込みによる減額でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金12万2,000円の減、こちらは保険基盤安定負担金の確定分と支払保険料額の収入見込みによる減額でございます。4款1項1目予備費17万8,000円の減については、財源調整によるものでございます。

以上、説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第20　承認第6号　専決処分の承認を求めるについて

議長（細川運一君）　日程第20、承認第6号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは承認第6号別紙にてご説明申し上げたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成31年度大衡村一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正でございます。第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表、歳出補正予算とするものでございます。

なお、専決日は平成31年4月17日付となるものでございます。この平成31年度の当初予算の専決につきましては、当初予算にて村長選挙費と村議会議員一般選挙費、それぞれ予算を計上してございましたが、議会議員の選挙が無投票でございましたため、村長選挙について所要の補正を行っているものでございます。4月16日が告示日ということで、無投票が決定した部分でございまして、その翌日に専決処分を行ったものでございます。

続きまして歳出の補正を事項別明細書にてご説明申し上げます。4ページをお開き願いたいと思います。

2款4項3目村長選挙費227万8,000円の増、1節報酬36万9,000円、選挙管理委員会当開費用の管理者、選挙長、各種立会人に係るものでございます。3節職員手当等157万8,000円でございます。職員の時間外手当が主なものでございます。7節賃金14万9,000円、臨時職員の賃金分でございます。9節旅費1万7,000円、選管委員等の費用弁償等でございます。11節需用費14万7,000円、食料費分でございます。14節使用料及び賃借料1万8,000円、投票所に係る会場借上げ料でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

13款1項予備費227万8,000円の減、財源の調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

議長（細川運一君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日臨時会の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和元年年第2回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員